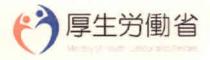


日本の社会保険制度について

厚生労働省

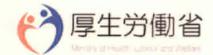


1. 制度概要



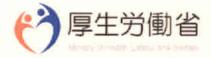
社会保険制度の概要

年金	・20歳~60歳の全ての居住者が国民年金に加入。
	・原則、65歳から老齢給付を支給。
	・障害給付、遺族給付についても支給。
医療保険	・全ての居住者が加入。
	・現物給付が原則。一部現金給付あり。
雇用保険	・原則、全ての被用者が加入。
	・失業した場合、教育訓練を受けた場合等に給付。(倒 産・解雇等により失業した場合、最高330日給付。)
労災保険	・原則、労働者を使用する全ての事業が加入。
	 ・労働災害が発生した場合に、労働者等に対して給付。 (現物給付、現金給付)

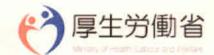


内外人平等

年金制度、医療保険制度、雇用保険制度、労災保険制度については、原則として、国籍に関わりなく適用される。



なお、 外に居住する期間は合算対象期間として扱われる。 合算対象期間・・・1985年の制度改正に伴う経過的 又は補足的な期間。給付には反映されないが受給資格期間には算入される。 O 20歳以上65歳未満の日本人が海外に居住す る場合は、国民年金に任意加入ができる。 O 日本国籍を有しない者が帰国した場合には、 脱退一時金が支給される。

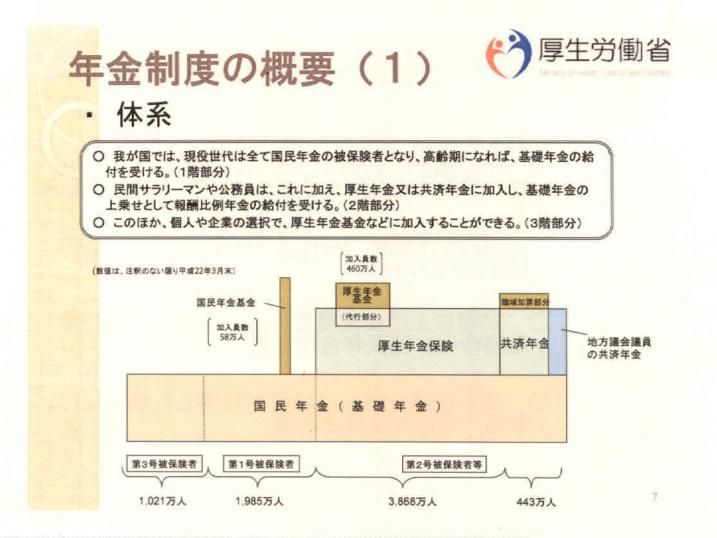


年金制度の特徴

国民皆年金(無収入者も対象)

20~60歳までの全居住者を対象とした
 国民年金(基礎年金)と被用者年金の
 二階建て

• 賦課方式



厚牛労 偭 年金制度の概要(2)

• 被保険者

国民年金

1. 第1号被保険者

日本国内に住所を有する20歳以上60歳未満の者(2,3を除く)

2. 第2号被保険者

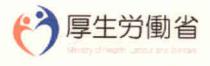
民間被用者や公務員

3. 第3号被保険者

2の被扶養配偶者(20歳以上60歳未満)

厚生年金

適用事業所に雇用される70歳未満の者 (厚生年金保険の被保険者は、同時に年金制度の基礎 部分である国民年金制度の第2号被保険者とされ る。)



厚生労働省

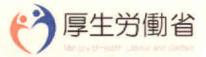
年金制度の概要(3)

・給付の種類

- ① 老齡年金
- 2 障害年金
- ③ 遺族年金
- (注)その他に以下のものなどがある。
 - 障害手当金(厚生年金)
 - 脱退一時金(国民年金及び厚生年金)

医療保険制度の概要(1)

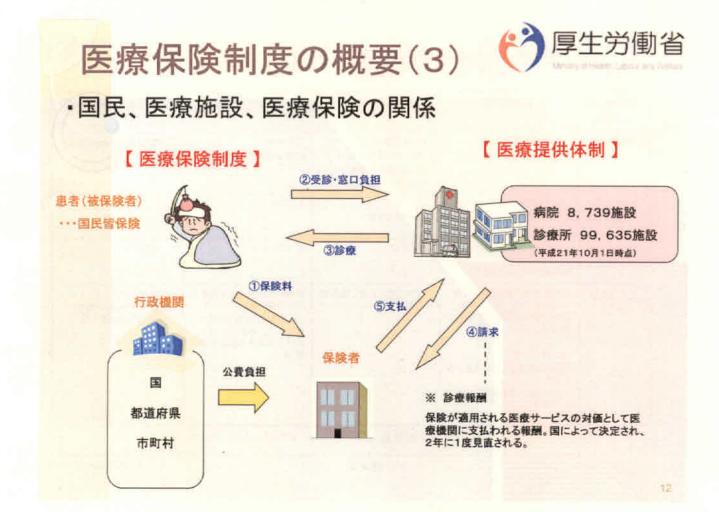
医療保険 の名称	健康保険	共済組合	国民健康保険	後期高齢者医療制度
保険者	○全国健康保険協会 ○健康保険組合	〇各共済組合 国家公務員共済組合 地方公務員共済組合 私立学校教職員共済	〇市町村 〇国民健康保険組合	○後期高齢者医療広域連 合
保険者数 (平成22年3 月末)	全国健康保険協会:1 健康保険組合:1,473	77 (※平成20年度)	1, 888	47
加入者数 (平成22年3 月末)	全国健康保険協会:3,483万 人 健康保険組合:2,995万人	902万人	3, 909万人	1. 389万人
主な被保 険者	 適用事業所に常用的に使用 される者(国籍、性別、年齢、 貫金の額は関係なく適用され る。) (強制適用事業所) ・常時、従業員を使用する法人の 事業所 ・常時5人以上の従業員を使用 する事業所 	国、地方公共団体、私立学 校の職員	市町村に住所を有する者で 下記の者を除く全ての者 ・健康保険、船員保険、共 済組合などの被用者保険 の被保険者とその被扶養 者 等	 ・75歳以上の者 ・65歳以上75歳未満で一 定程度の障害のある者
P.	* サラリーマ	ン、公務員	自営業者・農業者・その他	
	*	75歳未満	*	75歲以上



医療保険制度の概要(2)

給付		国民健康保険(市町村)	健康保険		
~	療養の給付 訪問看護 療養費	義務教育就学前: 義務教育就学後~ 70歳以上75歳未	~70歳未満:	7割 並所得者: 7割) * 平成24年3月まで9割	
		医療機関の窓口において医療費		を支払っていただいた後、この患者負担が過重とならき、事後的に保険者から償還払いされる制度。	
		医療機関の窓口において医療費 ないよう、月額単位で自己負担限目 自己負担限度額は、被保険者の	度額を超える部分につ)所得に応じ、一般・上		
-	出産育児	医療機関の窓口において医療費 ないよう、月額単位で自己負担限 自己負担限度額は、被保険者の 給付内容は条例で定めるところによる。	産額を超える部分につ)所得に応じ、一般・上 出産育児一時金	き、事後的に保険者から償還払いされる制度。	
	出產育現一時金	医療機関の窓口において医療費 ないよう、月額単位で自己負担限目 自己負担限度額は、被保険者の	度額を超える部分につ)所得に応じ、一般・上	き、事後的に保険者から償還払いされる制度。 位所得者・低所得者に分かれる。	
金	A REAL FRANCE	医療機関の窓口において医療費 ないよう、月額単位で自己負担限度 自己負担限度額は、被保険者の 給付内容は条例で定めるところによる。 (ほとんどの保険者が42万円) 給付内容は条例で定めるところによる。	産額を超える部分につ)所得に応じ、一般・上 出産育児一時金	き、事後的に保険者から償還払いされる制度。 位所得者・低所得者に分かれる。	
金給	一時金	医療機関の窓口において医療費 ないよう、月額単位で自己負担限度 自己負担限度額は、被保険者の 給付内容は条例で定めるところによる。 (ほとんどの保険者が42万円)	変額を超える部分につ 所得に応じ、一般・上 出産育児一時金 家族出産育児一時金	き、事後的に保険者から償還払いされる制度。 位所得者・低所得者に分かれる。 被保険者又はその被扶養者が出産した場合、42万円を支給 被保険者が死亡した場合、違族等に対し、定額5万円を支給	
現金給付	一時金 弄祭費	医療機関の窓口において医療費 ないよう、月額単位で自己負担限度 自己負担限度額は、被保険者の 総付内容は条例で定めるところによる。 (ほとんどの保険者が42万円) 給付内容は条例で定めるところによる。 (1~5万円程度としている市町村が多い。)	 ・庭額を超える部分につ ・所得に応じ、一般・上 出産育児一時金 家族出産育児一時金 ・尿道・ ・皮 ・ ・	き、事後的に保険者から償還払いされる制度。 位所得者・低所得者に分かれる。 被保険者又はその被扶養者が出産した場合、42万円を支給	

海外療養費の支給額は、日本国内で同様の病気や怪我をして健康保険で治療を受けた場合を基準にして決定される。



雇用保険制度の概要(1) ? 厚生労働省

雇用保険は、労働者が失業した場合等に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図ることを目的とする。

《適用事業》

・労働者を雇用する事業は、原則として強制的に適用される。 《被保険者》

適用事業に雇用される労働者(※)は、当然に被保険者となる。
 ※ 週所定労働時間20時間未満の者は含まない。

《保険料》

 保険料は、労働者に支払う賃金の総額に保険料率を乗じて得た額である。保険料率は 事業の種類により異なっており、具体的には次のようになる。

事業の種類	合計保険料率	事業主負担	被保険者負担
一般の事業	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
農林水産・清酒製造の 事業	17.5/1000	10.5/1000	7/1000
建設の事業	18.5/1000	11.5/1000	7/1000

(給付) 〇 基本手当

.

ー般被保険者が失業した場合において、離職の日前2年間に被保険者期間が 12月以上ある場合(倒産、解雇等による離職の場合は、離職の日前1年間に 被保険者期間が6月以上ある場合)に支給。

※ 4週間に1回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定が 必要。

基本手当日額 : 離職前賃金の原則80%~50%、

 90日~150日(定年退職者を含め離職前から予め 再就職の準備ができるような者)

90日~330日(倒産・解雇等により再就職の準備 をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者)

13

14

O 高年齡求職者給付金

所定給付日数

・ 65歳以上の被保険者(同一の適用事業主に65歳以前から引き続いて雇用 されている者)が失業した場合において、離職の日前1年間に被保険者期間 が6月以上ある場合に支給。

※ 公共職業安定所において失業認定を受けることが必要。

O その他の給付としては、特例一時金、日雇労働求職者給付金、就業促進手当、 教育訓練給付金、高年齢雇用継続給付、育児休業給付、介護休業給付がある。



労災保険制度は、事業主の災害補償責任を担保し、 労働者の 業務上又は通勤による負傷等に対して保護を行うため、昭和22年に創設。

《滴用事業》

・労災保険法は、原則として日本国内で労働者を使用する全ての事業に適用される。

《保護される労働者》

・国外から派遣されてきた労働者を含めて適用事業に使用されるすべての労働者は、国 籍に関係なく、労災保険法による保護を受ける。

※適用は事業単位で行われ、保険料は全額事業主負担である。

《保険料》

保険料率は業種別に設定(3/1000(事務職など)~103/1000(水力発電施設やトンネル の新設工事)、平均5.3/1000)

個々の事業の災害発生状況に応じて保険料率を増減させるメリット制を採用

労災保険制度の概要(2)

《給付》

療養補償給付(療養給付) 傷病により療養するとき、必要な療養を給付(療養費を支給)

休業補償給付(休業給付)

傷病の療養のため労働することができず、賃金を受けられないとき、休 業4日目から休業1日につき給付基礎日額の60%相当額を支給

障害補償給付(障害給付)

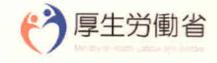
傷病が治った後に障害等級に該当する障害が残ったとき、障害の程度に 応じ、年金(給付基礎日額の313日分から131日分)又は一時金(給付基礎 日額の503日分から56日分)を支給

遺族補償給付 (遺族給付)

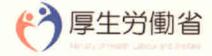
死亡したとき、遺族の数等に応じ、年金(給付基礎日額の245日分から 153日分)又は一時金(給付基礎日額の1000日分)を支給

 ^{※ ()}内は通勤災害の場合の給付の名称。昭和48年より、通勤災害も労災保険の保護の対象に追加。
 ※ 給付基礎日額…原則として、給付事由発生の直近3ヶ月間の平均貫金。
 ※ これらの給付は海外送金しているため、外国人が労災保険が適用される事業に従事している間に労災事故にあい、その後本国に帰国した場合は、帰国先で受給することが可能。

海外送金等について



年金	海外送金される。 ※ ただし、老齢福祉年金や、20歳前に初診日がある者が障害認 定日(原則20歳に達した日)において障害等級に該当することに より支給される障害基礎年金については、福祉的目的のために 専ら又は主として国庫を財源として支給されるものであるため、 受給権者が日本国内に住所を有しない場合には、支給が停止さ れる。
医療保険	海外の病院等で治療を受けた場合、海外療養費制度により支 払った医療費の一部が払い戻される。 海外療養費の支給額は、日本国内で同様の病気や怪我をして 健康保険で治療を受けた場合を基準にして決定される。(※)
	(※)通常、実際にかかった医療費の7割が支給(日本国内で受診した場合と同じ)。 ただし、実際にかかった医療費が日本での保険診療費より高い場合は、日本での保険 診療費から自己負担分を除いた額が支払われる。
雇用保険	失業給付は、日本で求職活動している場合にのみ給付される。
労災保険	海外送金される。



2. 適用範囲(年金制度)





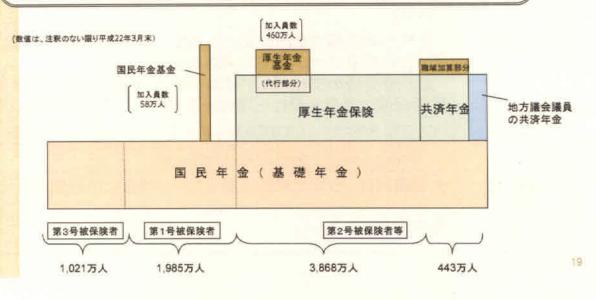
体系

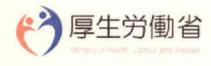
.

○ 我が国では、現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期になれば、基礎年金の給付を受ける。(1階部分)

○ 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金又は共済年金に加入し、基礎年金の 上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)

O このほか、個人や企業の選択で、厚生年金基金などに加入することができる。(3階部分)





被保険者の範囲(1)

国民年金

 第1号被保険者

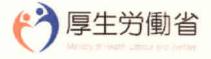
 日本国内に住所を有する20歳以上
 60歳未満の者(2,3を除く)

 第2号被保険者

 民間被用者や公務員

 第3号被保険者

 2の被扶養配偶者(20歳以上60歳未満)



被保険者の範囲(2)

厚生年金

適用事業所(船舶を含む)に雇用される70歳 未満の者

(厚生年金保険の被保険者は、同時に年金制度の基礎部分 である国民年金制度の第2号被保険者とされる。)

- ※ 適用事業所
 - 常時従業員を使用する法人の事業所と常時5人以上の従業員を使用している事業所
 - 総トン数5トン以上の船舶、30トン以上の漁船
 - 上記以外の事業所の事業主が従業員の半数以上の同意を得て手続を行い、厚生労働大臣の認可を受けた場合

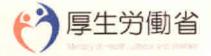
保険料(1)

保険料は被保険者期間の計算の基礎となる
 る各月につき、徴収される。

保険期間は月単位で与えられる。

21

厚牛労働省



保険料(2)

国民年金

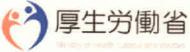
O第1号被保険者

- ・保険料は定額
- ・平成23(2011)年度の保険料額は、
 月額15,020円
- ・平成17年度から毎年度引き上げ、最終的に<u>16,900円</u> (平成16年度価格:賃金及び物価の動向により変動) に固定。

○第2号・第3号被保険者

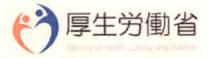
- 第2号被保険者及び第3号被保険者は、個別に国民年金の保険料を納付する必要はない。
- ただし、第2号被保険者が納付する厚生年金保険料は、
 国民年金の財政の一部を支えている。





保険料(3) 厚生年金保険 保険料の額は、標準報酬に保険料率を乗じた額で、事業 主と被保険者が折半で負担する。 保険料率(平成22年9月~平成23年8月) 160.58/1000 (原則) ※平成16年改正により毎年引き上げ、 平成29年9月以降は183/1000で固定 ※ 育児休業期間中の保険料免除 3歳に満たない子を養育するための育児休業等期間中 は、厚生年金保険の保険料の本人負担分及び事業主負 担分が免除される。 標準報酬 厚生年金では、毎月の月給及び賞与を元に保険料や年金額を計算す る。 しかしながら、各人の給与体系は様々で、かつ毎月変動するため、 そのまま使うのは事務的に煩雑。 そこで、報酬月額・賞与額を一定の幅で区分して、計算の基礎とな る報酬月額、賞与額を決めている。 ※ 具体的には、報酬月額は98,000円から 620,000円までの30等級に区分して標準 報酬月額とする。 賞与額は、1000円未満の額を切り捨てて標準賞与額とする。 (例1)報酬月額 101.000円 → 標準報酬月額 98,000円(等級1) 195.000円~210.000円 → 200,000円 (等級13) 605.000円~ 620.000円 (等級30) (例2) 月給20.5万円、賞与が6月と12月にそれぞれ60万円の場合 ·標準報酬月額20万円 ×16.508% =保険料月額32.116円 ·32,116円+標準賞与額60万円×16.058% =保険料月額128,464円(6月と12月)

26



3. 給付(年金制度)

厚生労働省

27

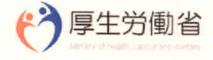
給付の種類

1 老齢年金
 2 障害年金

③ 遺族年金

(注) その他に以下のものなどがある。

- 障害手当金(厚生年金)
- 脱退一時金(国民年金及び厚生年金)



老齢年金の支給要件

(1) 老齢基礎年金

保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年(※)以上あること

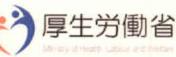
(2) 老齢厚生年金

①厚生年金保険の被保険者期間を1月以上有すること。 2かつ、保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期間が25年(※)以上あること。

*老齢厚生年金の加給年金

本人の厚生年金加入期間が20年(※)以上あるこ 配偶者がいる場合、配偶者の年収が850万未満であ こと等一定の要件を満たす場合には、一定額が加算さ る。なお、子どもがいる場合には、さらに一定額が加 される。

(※)協定上、相手国の保険期間を通算することとしている。



老齢年金の支給開始年

(1)老齡基礎年金

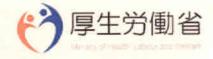
- 65歳 .
- 繰上げ支給(60歳以降64歳まで) .
- 繰下げ支給(66歳以降)
- (2)老齢厚生年金
 - 65歳

(男性は2025年度までに、女性は2030年度までに65歳まで段階的に引き 上げ中。)

- 繰上げ支給(60歳以降64歳まで)
- 繰下げ支給(66歳以降) .

退職は支給の要件となっていない。 ×

ただし、賃金と年金の合計額が一定額を超えた場合には、厚生年金の一部又は全部の支給が停止される。



老齢年金額の計算方法

(1) 老齢基礎年金(平成23(2011)年度) 老齡基礎年金額=788.900円

(満額支給(40年保険料納付)の場合)

※ 40年に満たない場合には、年数に比例して減額される。

(2) 老齡厚生年金

以下の額の合計。

- (I)報酬比例部分の年金額
 - (a) A × 5.769/1000₀×B×1.031×0.981₂ A:平均標準報酬額

B:被保険者期間の月数

※ ①(給付乗率)については、平成15年(2003)年4月前の被保険者期間について計算する場合に は7.5/1000となる。

※ ②は、物価変動率の累積。(スライド率)

(I) 加給年金額

<参考> 標準的な年金額(夫婦二人の基礎年金額を含む。) ※夫が平均的収入で40年間就業し、妻 がその期間全て専業主婦であった場合 (年額)2.779.800円 (月額)231.648円

老齡年金額(被用者。自営業:

老齡厚生年金	
老齡基礎年金	老齡基礎年金
被用者	自営業者

31

厚牛労働

障害年金の支給要件(1)^{で 厚生労働省}

○ 障害基礎年金

以下の加入中要件及び保険料納付要件を満たす時に支給。

- 加入中要件
- ①被保険者期間中(※)に初診日がある者
- 又は

2被保険者期間中ではないが60歳以上65歳未満で日本国内に住所を有する間に初診日がある者

•保険料納付要件

①初診日までに<u>保険料滞納期間が全体の1/3未満(※)</u>であること

33

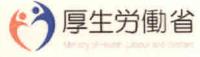
24

又は

2直近1年間に保険料滞納がない(※) こと

(※)協定上、相手国の保険期間を考慮している。

障害基礎年金(特別な場合) 0 以下の場合に支給。 20歳前に初診日がある者が 障害認定日(原則20歳に達した日)において障 0 害等級に該当すること 日本国内に居住していること 0 所得が一定額未満であること 0 被保険者資格を得る年齢に到達する前に障害を負った者に X ついて、福祉的観点から、保険料拠出が無くとも障害年金 を支給することとしたもの。給付に要する費用は、主とし て国庫が負担している(6割)。



厚牛学

障害年金の支給要件(3)

○ 障害厚生年金

(1)厚生年金保険の被保険者期間中に初診日のある傷病による障害が、障害等級の
 1級又は2級に該当する状態であるとき
 ⇒ 障害基礎年金の上乗せ給付として支給

(2)障害の状態が障害等級の3級に該当
 するとき ⇒ 障害厚生年金のみを支給

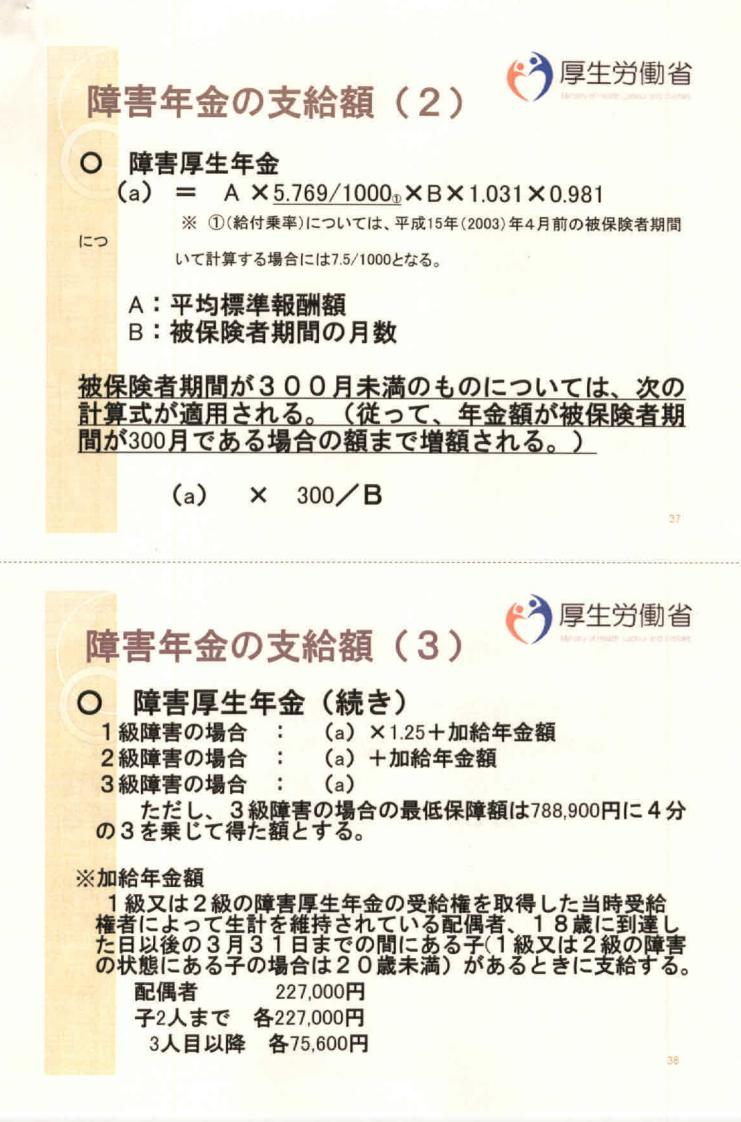
障害年金の支給額(1)

○障害基礎年金(平成23(2011)年度)

1級 788,900円× 1.25 +加算額(子どもがい る場合)

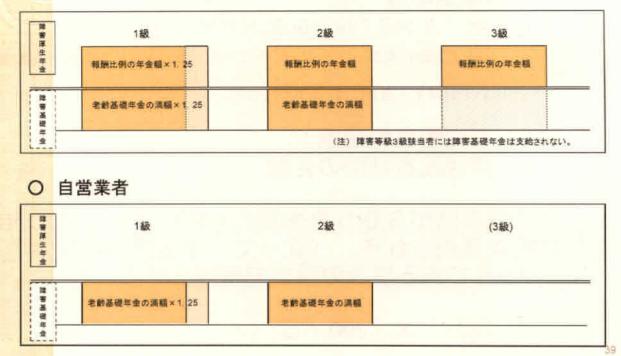
2級 788,900円+加算額(子どもがいる場合)

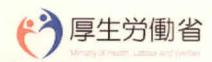
(注)加算・・・18歳未満(障害のある子は20歳未満)の子がある場合に加算。2人までは各227,000円、3人目以降は各75,600円。



障害年金の支給額(4)

○ 被用者





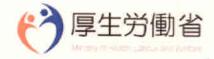
夏牛労働省

障害の認定方法

〇 障害年金の裁定を請求する際、裁定請求書に併せて医師の診断書(※)を提出する必要があり、当該診断書によって、障害状態にあるか否か及び障害の等級が判断される。

(※)診断書は、日本年金機構等に勤務する医師による ものである必要はなく、民間病院の医師や個人開業医に よるものでも可。

障害の程度の認定



* 障害の程度は、実際に就労できるかどうかによって判断されるのではなく、身 体機能がどれくらい低下しているかによって判断される。

【障害等級の例】

- 1級の例

 - ・両手の全ての指を欠いている場合 ・両足を欠いている場合 ・両目の視力の和が0.04以下である場合
 - 長期にわたる安静を必要とする症状が、上記と同程度以上と認められる状態であって、
 日常生活の用を弁ずることが不能となる程度の場合
 ・精神の障害であって、上記と同程度以上と認められる程度のもの
- 2級の例
 ・片手の全ての指を欠いている場合
 ・両手の親指及び人差し指又は中指を欠く場合
 ・片足を欠いている場合
 ・両目の視力の和が0.05以上0.08以下である場合
 - ・長期にわたる安静を必要とする症状が上記と同程度以上と認められる状態であって、 日常生活が著しい制限を受ける場合。 ・精神の障害であって、上記と同等以上と認められる程度のもの

3級の例

- ド腕の親指及び人差し指を欠いている場合又は親指若しくは人差し指を併せ片手の3 指以上を欠いている場合
 ・片足をリスフラン関節(足の甲)以上で欠いている場合
 ・両目の視力が0.1以下である場合
 ・身体の機能に、労働が著しい制限を受ける程度の障害を残す場合。
 ・精神に労働が著しい制限を受ける程度の障害を残す場合。

遺族年金の支給要件(1)

遺族基礎年金 ()



42

(1)以下の加入中要件及び保険料納付要件を満たした場合

·加入中要件

①被保険者期間中(※)に死亡したとき

又は

②被保険者期間中ではないが60歳以上65歳未満で日本国内に住所を有 する者が死亡したとき

- 保険料納付要件
 - ①死亡までに保険料滞納期間が全体の1/3未満(※)であること 又は

②直近1年間に保険料滞納がない(※)こと

(※)協定上、相手国の保険期間を考慮している。

(2) 老齢基礎年金を受給している者が死亡した場合

・既に受給資格期間を満たしているので、改めて期間要件は問わない。

(3)保険料納付済期間、保険料免除期間及び合算対象期間を合算した期 間が25年(※)以上あること

(※)協定上、相手国の保険期間を通算することとしている。

○ 遺族厚生年金

次のいずれかに該当する者が死亡したとき (1)<u>被保険者期間中(※)</u>に死亡したとき (2)被保険者資格喪失後、<u>被保険者期間中(※)</u> に初診日のある傷病により初診日から5年以内 に死亡したとき

 (※)協定上、相手国の保険期間を考慮している。
 (3) 1級又は2級の障害厚生年金の受給権者が 死亡したとき

(4) 老齢厚生年金の受給権者又は<u>受給資格期間</u> <u>を満たしている(※)</u>者が死亡したとき

(※)協定上、相手国の保険期間を通算することとしている。

43

44

厚生労働省

遺族の範囲

(1) 遺族基礎年金

死亡の当時、死亡した者に生計を維持されていた次に該当する者
 18歳未満(障害のある子は20歳未満)の子と生計を同一にする妻
 2 18歳未満(障害のある子は20歳未満)の子

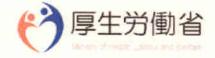
(2) 遺族厚生年金

被保険者などの死亡の当時、その者によって生計を維持されていた次の者

2 18歳に達した日の属する年度末までの間にあるか20歳未満で1級 又は2級の障害の状態にあり、かつ、現に婚姻をしていない子又は孫

③ 55歳以上の夫、父母又は祖父母(60歳から支給開始)





46

厚牛労働

- (1)遺族基礎年金(平成23(2011)年度)
 - (1) 妻が受けるとき 788,900円+子の加算額
 - ② 子が受けるとき
 - (788,900円+子の加算額)/年金を受ける子の数

※ 受給権の取得時、18歳以下の子(障害のある子は20歳未満)がある場合に加算が行われる。2人までは各227,000円、3人目以降は各75,600円。

(2) 遺族厚生年金

(a) = A × 5.769/1000₀×B×1.031×0.981 ×3/4 十加算額

※ ①(給付乗率)については、平成15年(2003)年4月前の被保険者期間について計算する場合には 7.5/1000となる。

- A:平均標準報酬額
- B:被保険者期間の月数

被保険者期間が300月未満のものについては、次の計算式が適用される。 (従って、年金額が被保険者期間が300月である場合の額まで増額される。)

(a) × 300/B

厚生年金の障害手当金

1 支給要件

次のすべてに該当するもの

(1) <u>被保険者期間中(※)</u>に初診日のある傷病が、初診 日から5年を経過するまでの間に治り、その治った日に おいて一定の障害の状態にあるとき

(2) <u>障害基礎年金の保険料納付要件 (※)</u>を満たしてい るとき

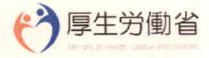
(※)協定上、相手国の保険期間を考慮している。

2 支給額

障害厚生年金の算式から、スライド率を乗じる前の (a) × 2 を一時金として支給

ただし、最低保障額は3級の障害厚生年金の最低保障額 の2倍の額とする。

脱退一時金(1)



〇 国民年金の脱退一時金

1. 支給要件

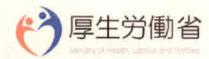
第1号被保険者として保険料を6ヶ月以上納付した日本 国籍を有しない者で、老齢基礎年金の受給資格期間を満たし ていない者が、帰国後2年以内に請求を行うこと。

2. 支給額(最後に保険料納付した月が平成23年度の場合)

金額
45,060円
90,120円
135,180円
180,240円
225,300円
270,360円

第1号被保険者としての被保険者期間に係る「保険料納付済期間の月数」と「保険料4分の1免除期間の月数の4分の3に相当 する月数」、「保険料半額免除期間の月数の2分の1に相当する月数」、「保険料4分の3免除期間の月数の4分の1に相当する 月数」とを合算した月数に応じて、上の表の右欄に定める金額を支給する。

脱退一時金(2)



47

○ 厚生年金の脱退一時金

1. 支給要件

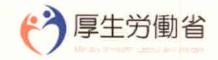
厚生年金保険の被保険者期間を6ヶ月以上有する外国人で、年金を受け ることができない者が、帰国後2年以内に請求を行った場合に支給する。

2 支給額

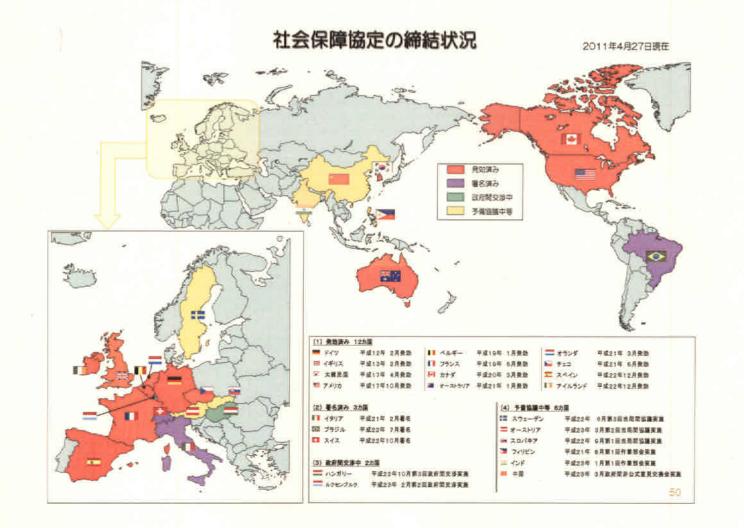
脱退一時金の支給額はその期間の平均標準報酬額(再評価しない額)に支給率を乗 じて得た額とする。

平均標準報酬額×支給率(最終月の属する年の前年の10月(最終月が1~8月の場合は前々年の10月)の保険料率)×1/2×(下の表の被保険者期間に応じた月数)

被保険者期間	支給額
6ヶ月以上12ヶ月未満	6月
12ヶ月以上18ヶ月未満	12月
18ヶ月以上24ヶ月未満	18月
24ヶ月以上30ヶ月未満	24月
30ヶ月以上36ヶ月未満	30月
36ヶ月以上	36月



4. 日本が締結した社会保障協定



日本が締結した社会保障協定の概要

	免	TACTOR	10000000	
相手圖	日本側免除制度 #1	相手国则免除制度	- 年金の期間通算	協定の発効日
F-19	年金(・雇用保険)	年金 · 雇用保護=2	あり	平成12年2月1日
イギリス	年金(・夏用保険)	年金・雇用保護#s	なし	平成13年2月1日
韓国	年金(・雇用保険)	年金	なし	平成17年4月1日
דעיאק	年金・医療(・鼈用保険)	年金・医療	あり	平成17年10月1日
ベルギー	年金・医療(・雇用保険)	年金,医泰,劳災, 雇用保険,家族手当	あり	平成19年1月1日
フランス	年金・医療(・雇用保険)	年金・医療・労災 (, 家族手当) ***	あり	平成19年6月1日
カナダ	年金(・雇用保険)	年金	あり	平成20年3月1日
オーストラリア	年金(・雇用保険)	年金	あり	平成21年1月1日
オランダ	年金・医療(・羅用保険)	年金・医療・羅用保険	あり	平成21年3月1日
チェコ	年金・医療(・雇用保険)	年金,医療、蘿用保険	あり	平成21年6月1日
スペイン	年金(、雇用保険)	年金(・医療・雇用保険)まる	あり	平成22年12月1日
イタリア	年金、雇用保険	年金・雇用保険	なし	平成21年2月6日署名
アイルランド	年金 (・ 雇用保険)	年金(・医療(調査総付) ・労災・驪用保険) × 5	あり	平成22年12月1日
プラジル	年金(・雇用保険)	年金(・医療 (調曲解信) ・労災・家族賠付)*7	あり	平成22年7月29署名
212	年金・医療(・羅用保険)	年金・医療(研究的) (・労災・雇用保険・家族手当) #6	あり#9	平成22年10月22日書名

21 日本の重用保護制造は、約年の失業建築制度の連邦を受けている素については被信課をしないこととしているため、クジアご約では望え上対象と されていないが、約回金集から調査されてくる年は変体上、重用保険料が免除される。
 22 選手者において、ドイツの年金が発展されることにより、重用保険料が免除される。
 23 日本国家では国民委集制度はが用象とのでいるが、副生活の大力、営業の約件が行う一級的な社会課題は定ちる。
 24 日マンスの社会保険制度は一体的に運用されているため、年金が発展されることにより、国家の利益となっていないご業が予急な発見される。
 25 日本国家では国民委集制度は一体的に運用されているため、年金が発展されることにより、国家の利益となっていないご業が予急な発見される。
 26 スペイルの社会保障制度は一体的に運用されているため、年金が発展されることにより、国家の利益となっていないご業を引き用を読めた数まれる。
 27 日メランスの社会保険制度は一体的に運用されているため、年金が発展されることにより、国家の利益となっていないご業を引き用を読めためる。
 28 フジジルの社会保障制度は、一体展用をおたているため、年金が発展されることにより、国家の利益となっていないご業を引き集まれる。
 27 フジジルの社会保障制度は、一体展用されているため、キ金が発展されることにより、国家の利益となっていないご業を引き集まれる。
 27 スペス化会会保険制度は、一体展開を用いることにより、国家の利益となっていないご業の工具構成の主要相応もたがある。なお、業務課金額が付益性量加入、
 28 スペス化物粉付については、日本の保険期間を通知することができるのは障害保険による通常年金のみ。